

国際啄木学会若手研究者助成規程

- 1、本規程は、若い研究世代を育成し、若手会員の啄木研究を助成するために定める。
- 2、啄木研究に資するものと認められる著書(翻訳書を含む)に対して、10万円を助成する。
- 3、啄木研究に資するものと認められる論文に対して、3万円を助成する。
- 4、国際啄木学会が主催する大会、セミナーにおいて、研究発表、パネリストとして参加したものに對して、1万円を助成する。
- 5、国際啄木学会以外の学会、研究会において、研究発表、パネリストとして参加したものに對して、1万円を助成する。
- 6、上記に該当しない場合の運用は、理事会で協議し、決定する。
- 7、1人あたりの助成金額の総額は、通算で10万円を上限とする。

付則

- 1 本則は、2006年度施行の「国際啄木学会若手研究者奨励賞」の規程を、2010年9月4日の理事会で改正承認、施行。
- 2 助成の対象は、当該年度(4月1日～翌3月31日)のものとし、理事会で承認を得るものとする。
- 3 原則として助成の授与は、大会、セミナーでおこなうものとする。
- 4 助成金は「国際啄木学会若手研究者助成」基金から運用し、随時会費等から補填するものとする。

付則

本則は、2017年4月22日の理事会兼評議員会において審議決定され、同日より効力を有した。

付則

本則は、2018年5月12日の理事会兼評議員会において審議決定され、同日より効力を有した。